

# 附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：福祉保健局】

機関名称	東京都食品安全審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	東京都食品安全条例第26条
設置年月日	平成16年4月1日
機関の目的 ・所掌内容	都における食品の安全の確保に関する施策について、知事の諮問に応じて調査・審議を行うとともに、必要に応じて意見具申を行う。
委員数	22人 (うち、女性委員数 10人 )
会議公開	公開
会議 非公開理由	-
議事録公開	公開
議事録を非公開と する場合の理由	-
備考	-
HPのURL	<a href="http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/jourei/shingikai.html">http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/jourei/shingikai.html</a>
問い合わせ先	福祉保健局健康安全部食品監視課 電話番号：03-5320-4406 FAX番号：03-5388-1431